

定に特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従って繰り入れる金額の計算上控除するものとし、その控除された金額に相当する同勘定の歳入歳出の決算上の剰余は、その控除された金額に係る特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従い、その控除された年度の歳入に繰り入れるものとする。

6 国土交通大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による区分によって経理した歳入及び歳出並びに資産及び負債については、財務大臣に協議して定めるところにより、毎会計年度経過後速やかに、第一項本文又は第二項本文の区分に応じ、これらを振替整理した調書を作成しなければならない。

附則

(施行期日等)
 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、第八条第三項（社会資本整備事業特別会計に関する部分に限る）、第十三条第三項及び第三十三條、第二章第三節及び第十四節並びに附則第二十二條及び第二十三條の規定は、平成二十年年度の予算から適用する。

2 平成十九年度の予算に係る第三十六條第一項第二号に掲げる情報の開示については、第三十七條第一項第三号中「予算を国会に提出した日」とあるのは、「法の施行の日」とする。

(交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行う場合における所管大臣の所掌区分等)
 第二条 法附則第二條第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行う場合においては、第三十九條の規定にかかわらず、同会計の歳入歳出予算の執行は、次に定めるところによる。

一 交付税及び譲与税配付金勘定の歳入歳出予算は、歳入予算にあつては財務大臣が執行し、歳出予算にあつては総務大臣が執行するものとする。

二 交通安全対策特別交付金勘定の歳入歳出予算は、歳入予算並びに道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第百二十九條第四項の規定による返還金、同法第百二十七條第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相

当する額として都道府県に支出する支出金及び過誤納に係る反則金等（法附則第三條第一項第一号に規定する反則金をいう。）の返還金に係る歳出予算にあつては内閣総理大臣が執行し、交通安全対策特別交付金に係る歳出予算にあつては総務大臣が執行するものとする。

2 前項の場合において、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、他の職員に命じてその執行に関する事務の一部を行わせることができる。（交付税及び譲与税配付金特別会計に関する内閣府の帳簿）

第三条 法附則第二條第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行う場合においては、第二十六條第一項の規定にかかわらず、内閣府は、日記簿、原簿及び補助簿を備え、同会計の交通安全対策特別交付金勘定に関する一切の計算を登記しなければならない。

2 法附則第二條第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行う場合においては、内閣府は、前項に規定する帳簿並びにその所管に属する歳入及び歳出に係る令第三十三條に規定する歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿のほか、支払元受高差引簿を備え、その所管に属する歳出に係る支払元受高、支出済歳出額及び残高を登記するとともに、同会計の交通安全対策特別交付金勘定に係る支払元受高総括簿を備え、同勘定の歳出に係る支払元受高その他所要の事項を登記しなければならない。

(交付税及び譲与税配付金特別会計に関する総務省の帳簿の特例)
 第四条 法附則第二條第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行う場合においては、総務省は、第二十六條第二項及び第二十八條第一項に規定する帳簿のほか、同会計全体の歳入及び歳出について各勘定別に令第三十三條の規定により歳入簿及び歳出簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

(交通安全対策特別交付金に関する読替規定)
 第五条 法附則第二條第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行う場合における第十七條第一項第一号及び第二項、第十

八條第一項第一号、第二十六條第二項第一号並びに第二十八條の規定の適用については、第十條第一項第一号中「財務大臣」とあるのは、当該歳入に関する事務を管理する所管大臣」と、同条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」と、第十八條第一項第一号中「総務大臣」とあるのは、「当該歳出に関する事務を管理する所管大臣」と、第二十六條第二項第一号中「交付税及び譲与税配付金特別会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」と、第二十八條第一項中「並びに」とあるのは、「並びにその所管に属する」と、備え」とあるのは、「備え、各勘定別にその所管に属する」と、同条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計の財務情報に関する書類及び情報の調製)
 第六条 法附則第二條第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行う場合における第三十四條第一項から第三項までの書類並びに第三十六條第一項及び第二項の情報は、第三十四條第四項及び第三十六條第三項の規定にかかわらず、同会計全体に係るもの及び交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては、総務大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣が、それぞれ調製するものとする。

(エネルギー対策特別会計の電源開発促進例)
 第七条 発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十八号）附則第二條第一項の規定により同項に規定する新整備法（以下この条において「新整備法」という。）の規定を適用することとされる発電用施設（火力発電施設に限る。）は、同項の規定により新整備法の発電用施設とみなされる間は、第五十一條第一項第五号、第十四号、第十五号イ及び第二十五号口の火力発電施設又は同項第十三号、第二十号及び第二十七号の発電用施設とみなして、この政令の規定を適用する。

(労働保険特別会計の雇用勘定における雇用安定資金の使用に関する特別の適用期限)
 第八条 法附則第二十二條第一項の政令で定める日は、平成二十年三月三十一日とする。
 (年金特別会計の基礎年金勘定における積立金からの補足の特例)
 第九条 法附則第二十二條第一項において準用する法第五十五條第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の基礎年金勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第五十二條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額を控除して不足する場合とし、法附則第二十二條第一項において準用する法第五十五條第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とする。
 (年金特別会計の基礎年金勘定における支払元受高の特例)
 第十条 年金特別会計の基礎年金勘定における第十三條第一項の規定の適用については、同項中「並びに同条第五項の規定による繰替金」とあるのは、「同条第五項の規定による繰替金並びに法附則第二十二條第三項の規定による繰替金」とする。
 (年金特別会計の厚生年金勘定における積立金からの補足の特例)
 第十一条 法附則第二十三條第二項及び第二十四條第二項の規定により法第五十八條第二項を準用する場合における第五十八條第二項の規定の適用については、同項中「及び法」とあるのは、「法」と、限る」とあるのは、「限る。」並びに法附則第二十三條第二項及び第二十四條第二項において準用する法第五十二條第一項第一号に規定する超過額」とする。
 (年金特別会計における私立学校教職員共済法附則第十七項の負担金の支出)
 第十二條 法附則第二十五條の規定による負担金については、日本私立学校振興・共済事業団が支給した年金につき年金特別会計が私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第四十條及び第四十一條の規定によりその費用の一部を負担すべき場合に該当する年度の翌年度において、これらの規定により計算した額を、日本私立学校振興・共済事業団の申請に基づき、同会計の厚生年金勘定から支出するものとする。